

令和 7 年度 デジタル地番図作成業務 仕様書

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 条 本仕様書は、四万十市（以下「甲」という。）が実施する「令和 7 年度 デジタル地番図作成業務」（以下「本業務」という。）について適用され、受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

（目 的）

第 2 条 森林の有する公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる。一方で、森林所有者や境界が分からない森林の増加や担い手不足等が大きな課題となっている。このような現状のもと森林整備に対応するため、平成 31 年 4 月に森林経営管理法が施行され、経営管理が行われていない森林について経営管理の確保を図る「森林経営管理制度」の運用が開始された。本業務は、法に基づく区域内の森林の経営管理が円滑に行われるよう森林区域のデジタル地番図を作成することで、市内の森林区域の経営管理を円滑に行うことを目的とする。

（関係法令及び疑義）

第 3 条 本業務は、本仕様書及び次の関連法令、諸規則等に基づき実施するものとする。

- (1) 森林法
- (2) 森林経営管理法
- (3) 不動産登記法
- (4) 個人情報保護法
- (5) 四万十市財務規則
- (6) その他関連法令・規程等

2 本仕様書に疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が両者協議の上、別途定めるものとする。

（提出書類）

第 4 条 乙は、本業務に着手する際、次の書類提出を行い、甲の承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) その他甲が必要と認めた書類

（守秘義務）

第5条 乙は、本業務遂行の過程で知り得た各種情報を第三者に漏洩してはならない。また、本条は本業務完了後においても有効なものとする。

（安全性の秘匿性）

第6条 乙は甲の情報資産の秘匿性を確保するものとし、プライバシーマーク（Pマーク）の認証を受けていることとする。

（業務の実施について）

第7条 本業務実施にあたっては、詳細な協議等の調整が必要となることより、乙は、高知県内に本社を有する県内業者または、県内に支店か営業所を有する者とする。

（管理技術者）

第8条 本業務を実施するにあたり、乙は作業開始に先立ち、管理技術者を届けなければならない。なお、管理技術者については、森林整備関係調査業務等の実績を有する者で、空間情報総括監理技術者及び、技術士（森林）または森林情報士1級の資格を有する者とする。

（打合せ等）

第9条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、甲と乙は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

（作業報告）

第10条 乙は、甲が必要と認めた時は、作業の途中経過をその都度報告するとともに、その指示に従わなければならない。

（検 査）

第11条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知し、甲の検査を受けるものとする。

2 乙は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。なお、検査に要する費用は乙の負担とする。

（成果品の瑕疵）

第12条 成果品納入後、瑕疵が発見された場合には、乙の責任において速やかに修正及び必要な作業を行わなければならない。

（成果品の帰属）

第13条 本業務における成果品については、すべて甲に帰属する。

2 乙は、甲の許可なく複製、他に公表、貸与または使用してはならない。

(その他)

第 14 条 その他、契約、納品検査、契約金の支払方法等については、甲の内規に従うものとする。

2 本業務については、高知県森林クラウドシステム及び既存の森林関係用 GIS を利用することとし、新規の森林関係の GIS 導入は行わないものとする。

第 2 章 業務内容

(業務概要)

第 15 条 本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 公図界データ作成
- (4) 登記図データ変換
- (5) 図形接合調整
- (6) 突合処理
- (7) 取りまとめ

(対象範囲)

第 16 条 本業務の作業対象範囲は次のとおりとする。

中筋地区（6 区）

- (1) 上ノ土居（約 2,200 筆）
- (2) 九 樹（約 2,500 筆）
- (3) 横 瀬（約 3,800 筆）
- (4) 有 岡（約 3,500 筆）
- (5) 磯 ノ 川（約 3,500 筆）
- (6) 生 ノ 川（約 500 筆）

(計画準備)

第 17 条 乙は、本業務を実施するに当たり、円滑に業務を遂行するため人員、機材等の計画を行い、業務計画書を作成する。

2 地番図の字区域は大字区域とする。

3 デジタル地番図の作成範囲は原則地域森林計画対象森林内とするが、詳細の作成範囲と更新時点については甲乙協議により決定をする。

(資料収集整理)

第 18 条 本作業は、以下の資料を収集し、整理をするものとする。

- (1) 登記地図 XML データ
- (2) 登記簿 CSV データ
- (3) 森林基本図データ
- (4) 森林計画図データ
- (5) 森林簿データ
- (6) 字切図
- (7) 各種マスタ (字、地目等)
- (8) 外字データ

(公図界データ作成)

第 19 条 本作業は、字切図と森林計画図を参考として、森林基本図 (地形図) 上に字界の作成と、公図単位の外周情報を作成する。外周情報はマップデジタイズ処理等で電子化し、公図界データとして取りまとめをする。なお、外周は登記図データ変換を行う単位で作成を行う。

(登記図データ変換)

第 20 条 本作業は、登記図データ (XML 形式) を公図単位、または字単位等に整理・接合し、公図界データを参考にして図形変換を行う。変換の基準は、谷、尾根、宅地等の地物を基準とし、GIS のジオリファレンス処理により、公共座標を付与する。

(図形接合調整)

第 21 条 本作業は、公図単位で変換された図形データの隣接間の接合を行う。隣接に既設の測量成果が存在する場合は、既設を優先して接合を行う。

(突合処理)

第 22 条 本作業は、接合された図形データに対し、字と地番をキーとして登記簿データを突合する。突合しない地番については、不突合地番リストとして取りまとめを行う。

(取りまとめ)

第 23 条 本作業は、デジタル地番図データを shapefile 形式で取りまとめるとともに、本業務の成果報告書を作成する。またデジタル地番図データは、甲が運用する森林管理用 GIS にデータセットを行い、甲が実施した経営管理意向調査等の結果と連携を図れるよう操作指導を行う。

第3章 成 果 品

(成果品)

第24条 本業務の成果品は、下記の通りとする。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) デジタル地番図データ (shapefile形式) | 1 式 |
| (2) 成果報告書 | 1 冊 |
| (3) 不突合地番リスト | 1 式 |
| (4) その他本業務に関連する資料で甲が求めるもの | 1 式 |

(納入期限・場所)

第25条 本業務における成果品の納入期限は令和8年3月13日までにとし、納入場所は四万十市農林水産課とする。